

## 50 国立・国定公園におけるインバウンド対策の推進について

【環境省】

### 【提案・要望】

国際観光旅客税を活用し、国立公園満喫プロジェクトで得られた成果を各国立・国定公園に確実に波及させること

- (1) 複数の国立公園を軸に周遊することによって長期滞在を促進させる取組等を推進すること
- (2) 国際的な情報発信を強化すること
- (3) 地域の受け入れ環境整備のために、国定公園への事業メニューの拡充を図るとともに支援を継続すること

### 【本県の現状・課題等】

- (1) 複数の国立公園を軸にした周遊ルートの構築
  - ・九州北部のインバウンドの多くは福岡を基点としており、観光ルートは「福岡⇄長崎・佐世保」、「福岡⇄大分（別府・湯布院）・熊本（阿蘇）」が中心となっている。より長期の滞在を実現するには、各地域が魅力を高めることに加え、これらのルートを結んだ大きな周遊形態を提供することが必要と考えられる。
  - ・その実現には、国立公園が観光資源の核として重要な役割を果たしていくことが期待されており、特に長崎と熊本を結ぶ中間地点に位置する雲仙天草国立公園雲仙地域は重要な役割を担うことができると考えられる。
  - ・本県は雲仙地域において、先行する8公園の成果や知見を展開する環境省の展開事業等を活用し、アクセスの多様化による周辺観光地や国立公園との連携や魅力の向上に取り組んでいる。
- (2) 国際的な情報発信
  - ・インバウンド対策を推進するためには、魅力ある情報を海外に向けて効果的に発信することが重要であり、そのためには日本の自然公園が持つ多様な魅力を広域的に情報発信することが効果的である。
- (3) 地域の受け入れ環境の整備
  - ・地理的に韓国に近い壱岐対馬国定公園においては、近年韓国からの定期船の大型化や宿泊施設の整備が進み、平成30年は、41万人（前年比約5万4千人増、平成28年比約15万人増）の韓国人観光客が訪れている。  
このように国立公園のみならず国定公園にも多くの外国人観光客が訪れており、国定公園への支援はわが国のインバウンド対策をこれまで以上に推進するために大きな貢献を果たすものとする。
  - ・県においてもインバウンド対策としてトイレの洋式化等地域の受け入れ環境の整備に取り組んでいるところであるが、計画を策定し計画に基づく事業を確実に実施していくためには長期的な取組が必要であり、継続的な支援が必要である。



九州における国立公園満喫プロジェクトの展開と連携の促進

**【提案・要望実現の効果】**

(項目1) (項目2)

国際観光旅客税を活用し、国立公園満喫プロジェクトで得られた成果をベースとして、国が中心となって国立公園を核とした連携を推進するとともに、一体的に効果的な情報発信を行うことによって、多様な外国人のニーズに対応できる魅力的な周遊ルートの構築と訴求力の高いプロモーション活動が可能となる。

(項目3)

老朽化した自然公園の利用施設の再整備や標識の多言語化等について、地方自治体の取組を促進することによって公園の質の向上を図り、利用者へ安全で快適な利用環境を提供し、インバウンド対策への寄与を図る。



国が目指す国立公園を軸とした地方創生へ貢献！

## 51 離島・へき地における医師・看護師確保の充実について

【厚生労働省】

### 【提案・要望】

- 1 医師の地域偏在解消を目的とした医師確保計画を策定するにあたり、実施すべき政策や、必要な予算については、画一的な制約をかけるのではなく、地域の事情を踏まえ、柔軟な対応をすること  
特に、2022年度以降の大学医学部地域枠定員については、地域の実情を踏まえた上で、慎重に検討すること
- 2 地域の看護師確保のため、次の項目について診療報酬で評価するなど、地域医療を支援した医療機関が経済的インセンティブを得られる仕組みを構築すること
  - (1) 離島・へき地に看護職員の出向支援を行う施設
  - (2) 特定行為研修修了者の配置施設
  - (3) 看護師等養成所からの実習生受入れ施設

### 【本県の現状・課題等】

本県では、40の特定有人国境離島地域を含む72の有人離島に約17万人の住民が暮らしており、県は、離島・へき地における医療提供体制の確保に向け、医師及び看護師の確保に努めている。

- 1 医師法改正に伴い、医師の多寡を全国ベースで相対的に把握する新たな指標として医師偏在指標が導入され、これをもとに、今年度内に都道府県が医師確保計画を策定することとなっている。

当指標で本県は、上位9位であるとして医師多数県とされたが、全国的な偏在解消に向け、政策面や予算面において、医師少数県を優遇すべきとの考え方が国から示されている。

本県は、全国有数の離島県であり、本土との隔絶性等を踏まえ、島内完結型の医療提供体制確立を目指し、長年にわたって離島・へき地等における医療提供体制の確保に向け取り組んできた。

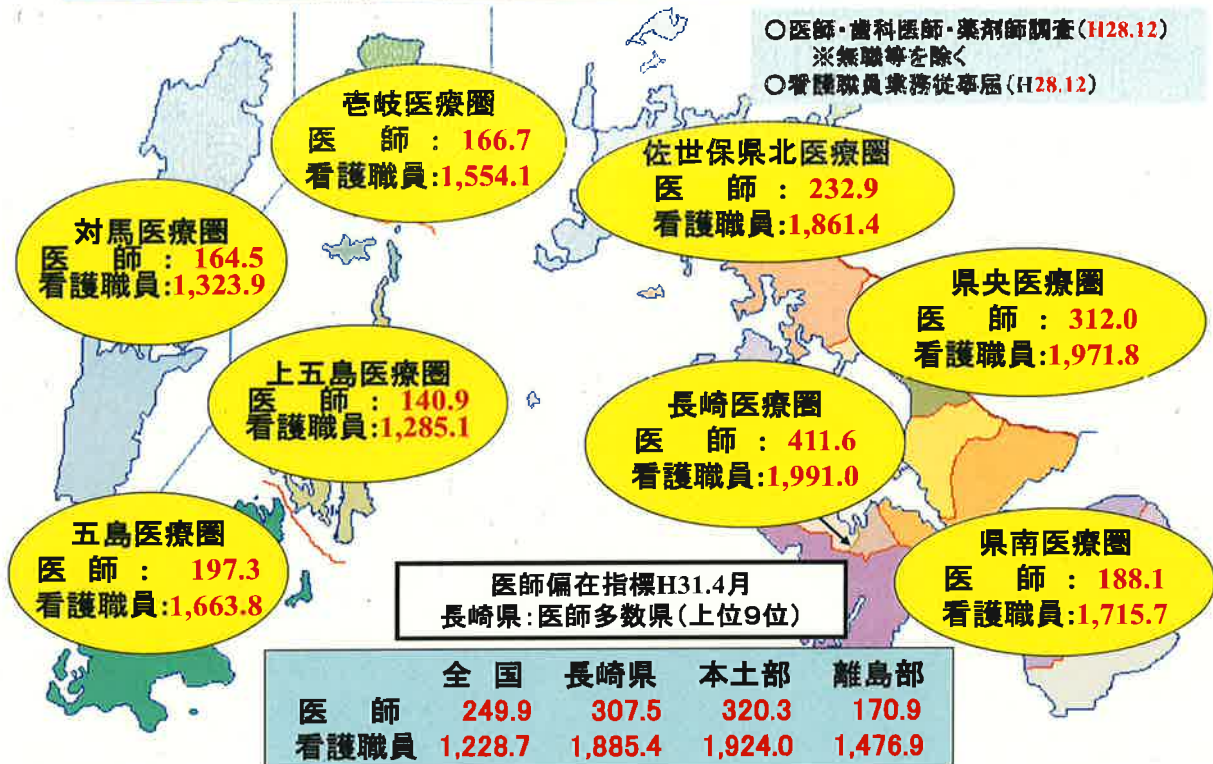
地理的要件が加味されていない医師偏在指標のみをもって、政策や予算に画一的に制約をかけられると、今後の離島・へき地の医療提供体制に影響を及ぼすことが危惧される。特に、今後検討される2022年度以降の大学医学部地域枠は、安定的で有効な確保策となっており、将来的に、離島・へき地の医師が一定充足した後も、医療需要の変化に対応するための確保が必要である。

- 2 本県調査によると、看護職員が勤務する施設の約16.3%が不足感を抱いており、とりわけ離島に関しては29.1%と、さらに確保が難しい現状が伺える結果となっている。このため、県では、看護職員の数の確保はもとより、地域の医療提供体制確保のために必要なチーム医療の推進に向け、看護の質の向上にも取り組んでいる。

しかしながら、県の取組には限界があることから、国の制度として、地域医療を支援する関係者の協力が得られやすい環境をつくる必要がある。

- (1) 離島の基幹病院は、都市部の医療機関からの出向支援等により体制を維持しており、継続支援のためには派遣元医療機関の協力が得られやすい制度設計が不可欠である。
- (2) 県は、特定行為研修施設の県内設置に向けて取り組んでいるが、受講希望者を増やしていくには、研修修了者の配置が評価される仕組みが必要である。
- (3) 看護職員確保を進める上で、看護師等学校養成所の学生確保は極めて重要であるが、専任指導者を含む看護師が医療機関において不足し、養成所の実習施設となる医療機関が確保できなくなっている。

## 長崎県二次医療圏別医師・看護職員数(人口10万対)



### 【提案・要望実現の効果】

- 1 医師の偏在解消に向けては、全国的なマクロ視点での考え方に、地域の実情を加味することが必要であり、離島勤務を前提とした大学医学部地域枠定員による長期的・安定的な医師確保策と県独自の短期的な政策の組み合わせによって取り組むことができる。
- 2 診療報酬評価等、地域医療に協力いただいている医療機関に対する経済的インセンティブがあることで、支援が求めやすくなり、特に看護職員確保が必要な離島病院、存続が必要な看護師学校養成所等の運営に寄与する。また、県は、特定行為研修施設の県内設置に向けて取り組みやすくなる。

## 52 離島地域における介護保険サービスの利用機会の拡大と利用者の負担軽減について

【厚生労働省】

### 【提案・要望】

離島地域における介護保険サービスの利用機会の拡大と、利用者の負担増軽減を図るため、以下の施策を講じること

- (1) 離島地域において、本土並みの介護サービス提供体制が整えられるよう、事業者への支援制度を創設すること
- (2) 介護サービスの利用において、離島地域に住んでいるが故に生じている利用者負担増分を解消するとともに、これにより生じる地方の財政負担や、税の優遇措置を受けない事業者の負担について、国による財政支援を行うこと
- (3) 「介護サービス利用に係る渡航費助成」について、地域支援事業（任意事業）の対象とすること

### 【本県の現状・課題等】

全国平均に比べ高齢化が進む本県の中でも、特に、離島地域の高齢化率は高く、住民の1/3以上が高齢者となっており、最も高齢化が進んだ自治体では、高齢化率が45%を超えている状況にある。そのような中、離島地域は、本土から隔絶し地理的に不利な状況にあるため、介護サービス基盤の整備が遅れており、特に、人口規模が小さい二次離島等では、介護サービス提供事業者の参入が非常に難しいため、島内の要介護者等に対する介護サービス提供体制が整っていない。

離島地域においては、サービス確保の観点から、離島地域に所在する事業所が行う訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、原則、サービス費用の15%が特別地域加算されており、国は、平成12年から利用者負担軽減のための補助事業を行っている。しかし、当該軽減措置は、対象サービス、対象者、対象事業所が限定されており、また措置を受けても、一定の利用者負担増が残るため、利用者全ての格差が緩和されているわけではない。

また、介護サービスの利用者支援として、離島を抱える市町では、平成26年度まで、地域支援事業(任意事業)を活用して渡航費の助成を実施していたが、平成27年度からは事業対象外となったため、市町の負担が増大している。

#### (本県の取組)

平成16年度から、県や市町等で構成する離島サービス確保対策検討委員会を設置し、離島における諸課題の解決、サービスの充実等について検討等を行ってきた。

平成29年度は、離島地域における介護サービスのニーズや状況等を把握するために、実際に離島地域にお住まいの住民の方に対するアンケート調査や、サービスの提供を行っている事業者へのヒアリング調査を実施したところであり、その結果を踏まえ、特に二次離島における介護サービス提供体制の整備について具体的な検討を行っている。

○長崎県の離島の状況

単位：人

	県全体【A】	離島【B】	【B】－【A】
要介護（支援）認定者数【C】	88,939	9,972	-
サービス受給者【D】	72,835	7,341	-
サービス受給率【D／C】	81.9%	73.6%	△8.3%

※離島とは、離島振興法に基づく51島

○離島市町別の高齢化率

(単位：人、%)

		全国 (千人)	長崎県 (全体)	離島市町 合計	対馬市	壱岐市	五島市	小値賀町	新上五島町
H27	総人口	127,095	1,377,187	118,165	31,457	27,103	37,327	2,560	19,718
	65歳以上 (高齢化率)	34,919 (27.5)	404,686 (29.6)	42,586 (36.0)	10,675 (33.9)	9,615 (35.5)	13,710 (36.8)	1,169 (45.7)	7,417 (37.6)
R7 推計	総人口	122,544	1,257,939	94,933	24,876	22,644	30,483	1,913	15,017
	65歳以上 (高齢化率)	37,160 (30.0)	442,395 (35.2)	42,314 (44.6)	10,731 (43.1)	9,203 (40.6)	14,014 (46.0)	1,086 (56.8)	7,280 (48.5)

出典：平成27年は国勢調査、令和7年は平成27年国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

○離島における介護サービスの状況（平成30年度調査）

(平成30年4月30日時点)

	介護（予防）サービス別・サービス提供の状況 ※2・3																																				
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅介護支援	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護 (老健)	短期入所療養介護 (療養型医療施設)	短期入所介護 (老健)	福祉用具貸与	福祉用具購入費	住宅改修費	生活介護	特定施設入居者 生活介護	居宅介護支援 ・ 居宅介護支援	地域密着型(介護予防)サービス										介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院							
	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型	定額型
①住んでいる島内でサービスを受けている島の数	23	5	11	8	9	13	4	11	4	0	29	8	8	4	24	2	1	15	3	9	9	0	0	0	0	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②利用者が渡海船で島外へ出ないサービスが利用できない島の数	0	2	5	2	7	7	10	6	1	2	0	0	0	7	0	1	0	2	1	2	15	0	2	0	0	10	15	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	23	7	16	10	16	20	14	17	5	2	29	8	8	11	24	3	1	17	4	11	24	0	2	0	0	19	21	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※1 要介護・要支援者が居住する離島振興法の指定を受けた島の数：43島
- ※2 ①利用者が住んでいる島内で介護サービスを受けている。もしくは、島外であるが車で移動可能（橋が架かっている）。または、島外(市町内外)サービス業者が、来島等して利用者へサービスを提供している。  
②サービスの利用者が渡海船等を利用し島外へ移動しない、介護サービスを利用することができない。
- ※3 「介護（予防）サービス別受給者内訳」の記載方法について  
介護予防サービスは、同種の介護サービス欄に計上。

【提案・要望実現の効果】

離島地域への介護サービス事業者の参入が促進され、離島の利用者が本土の利用者と同様のサービスを受けることができるようになる。

また、離島地域の特別地域加算による利用者の負担増をなくすと同時に、渡航費助成を地域支援事業の対象とすることで、離島の利用者の経済的負担について、本土の利用者との格差是正が図られる。

## 53 介護人材の育成・確保に関する施策の充実強化について

【厚生労働省】

### 【提案・要望】

介護人材の安定的な育成・確保を図るため、以下の施策を講じること

- (1) 介護職員処遇改善加算制度のさらなる拡充を図ること
- (2) 地域医療介護総合確保基金について、外国人技能実習生に対する日本語学習支援など、外国人介護人材の受入に向けて必要な取組を、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とすること
- (3) 介護福祉士修学資金等貸付制度については、今後とも安定的に貸付けができるよう、継続して制度を実施するとともに、貸付原資の財源について、必要な予算措置を講じること

### 【本県の現状・課題等】

本県では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年度（2025年度）には、高齢者人口が約44万人、高齢化率が35.2%（全国30.3%）に達すると推測される中、介護人材は、平成27年度（2015年度）に比べて、介護事業所全体で新たに約9,400人が必要になると見込まれており、地域包括ケアシステムを実現するためには、介護人材の育成・確保が、重要な課題となっている。

そのような中、厚生労働省が実施した平成29年賃金構造基本統計調査（長崎県版）によると、介護職員の所定内給与（月額）は、全産業平均と比較し、5万円程度低い状況であり、また、平成30年度に本県が実施した介護職員等の離職状況調査結果では、「働き続けるための取組」として、「給与水準の改善」が回答者の約6割から挙げられており、介護人材の確保や定着を図る上で、給与水準の改善が必要である。

また、外国人の受入に関しては、平成29年9月に在留資格「介護」の創設、同年11月に技能実習制度への「介護分野」の追加、本年4月に、在留資格「特定技能」の創設と、制度の整備はなされたものの、実際に受け入れるにあたっては、受入外国人の日本語能力の向上や住居等生活基盤の確保などが課題となっている。

さらに、本県の介護福祉士養成施設への入学者は、近年、定員の半分以下となっていたが、留学生の増加等により、平成30年度は定員の約7割まで回復したものの、日本人の入学者は年々減少しており、入学募集を停止する養成施設も現れるなど、入学者の確保が課題となっている。

#### （本県の取組）

介護職員処遇改善加算については、平成29年4月から月額平均1万円相当の賃金改善となる新たな加算区分が設けられたことから、国の補助事業を活用し、社会保険労務士を派遣して、助言を行うなど、介護事業所の加算取得を促進している。

また、外国人の受入については、外国人の受入に積極的な介護事業所や養成施設等からなる、受入対策協議会を設置し、受入にあたっての課題整理や、対応策等の検討を行っている。

さらに、介護福祉士修学資金等貸付事業については、平成27年度の国の経済対策（補正予算）により、貸付原資が確保されたため、本県では、平成23年度以来5年ぶりに、平成28年度から事業を再開したところであり、貸付実績は年々増加している。

(介護人材の需給推計関係)

○将来必要となる介護人材の推計

(単位：人)

区分	平成27年度 (2015年度) ①	令和7年度 (2025年度) ②	②-①
介護職員数	27,281	33,012	5,731
介護保険施設・事業所の看護職員数	5,058	5,869	811
介護その他の職員数	15,725	18,592	2,867
合計	48,064	57,473	9,409

(介護職員処遇改善関係)

所定内給与額(月額)比較 単位：千円

	全産業	職種別	
長崎県	253.4	福祉施設介護員	200.5
		ホームヘルパー	198.4
		介護支援専門員	227.8
		看護師	265.7
		准看護師	238.3
		栄養士	213.6
		調理士	193.4
全国	304.3	福祉施設介護員	219.9
		ホームヘルパー	220.4
		介護支援専門員	256.2
		看護師	299.6
		准看護師	263.3
		栄養士	228.0
		調理士	231.2

※平成29年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

○介護福祉士修学資金等貸付事業の実績及び見込(10/10<sup>6</sup>-s)

(単位：円、件)

	貸付原資	介護福祉士 修学資金 貸付 ①	実務者研修 受講資金 貸付 ②	再就職 準備金 貸付 ③	事務費 ④	事業費合計 (①+②+③+④) ⑤	翌年度 貸付可能額
H27	357,604,000	—	—	—	—	0	357,604,000
H28	—	6,200,000	26,517,000	1,180,000	12,800,000	46,697,000	310,907,000
H29	—	30,040,000	47,039,000	1,880,000	12,711,120	91,670,120	219,236,880
H30	184,013,000	42,020,000	73,411,000	2,289,000	12,800,000	130,520,000	272,729,880
R元	—	52,430,000	72,000,000	3,000,000	12,800,000	140,230,000	132,499,880

※H28・29・30：実績額、R元：予算額

○介護職員の需要推計と供給推計の差

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)
需要推計	33,012
供給推計	29,714
需要と供給の差 (需給ギャップ)	3,298

(介護福祉士修学資金等貸付関係)

○県内介護福祉士養成施設入学者の状況

(単位：人)

	定員	入学者		充足率
		日本人	外国人	
H26	260	119	—	45.8%
H27	220	114	—	51.8%
H28	220	96	—	43.6%
H29	216	104	15	48.1%
H30	176	120	39	68.2%

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

介護職員等の賃金水準の改善により、介護職場への参入が促進され、介護人材の安定的な確保により、質の高い介護サービスが提供可能となる。

(項目2)

地域医療介護総合確保基金を地域の実情に応じて柔軟に活用することができれば、それぞれの在留資格に応じて、受入にあたっての課題解決のための対策を講じることにより、外国人介護人材の確保・定着が促進される。

(項目3)

制度が継続されることになれば、引き続き貸付が可能となり、介護福祉士養成施設の入学者確保や、介護職員の資格取得による定着促進、離職者の介護現場への復職につながることから、さらなる介護人材の安定的な育成・確保が可能となる。



## 54 介護保険給付費に関する費用負担の見直しについて

【厚生労働省】

### 【提案・要望】

保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しにより、高齢者等の保険料負担の軽減を図ること

### 【本県の現状・課題等】

本県は、全国平均に比べ早く高齢化が進んでおり、令和7年（2025年）には65歳以上の高齢者人口が約44万人、高齢化率では35.2%（全国30.0%）に達すると推測されている。

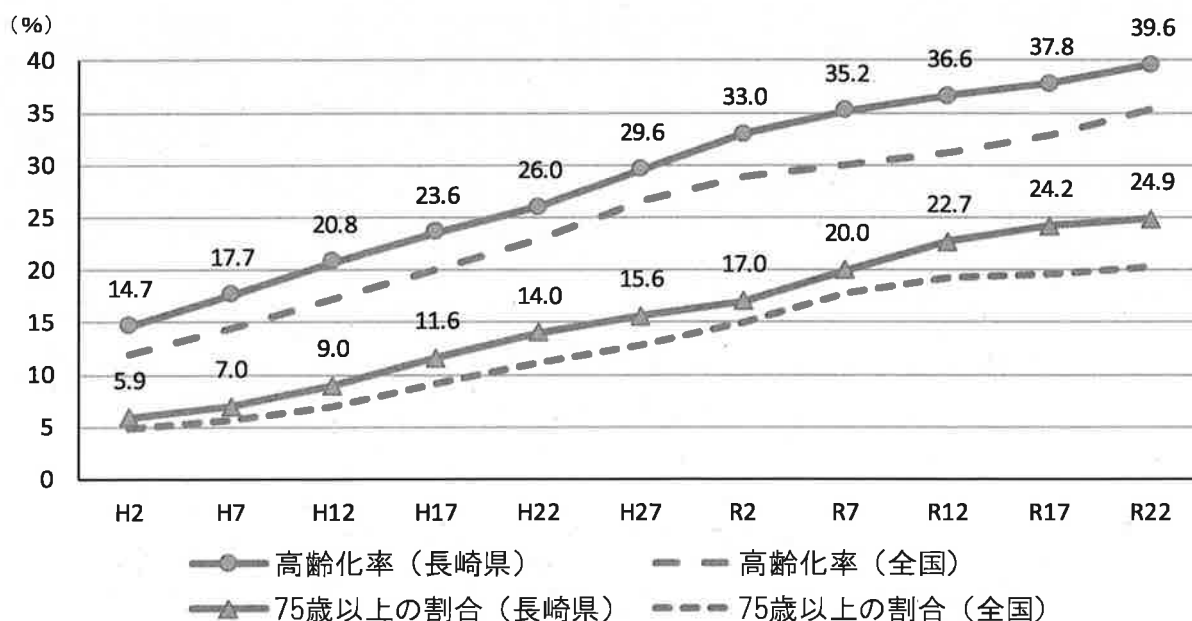
介護保険制度においても、制度開始時の平成12年度と平成30年度の比較では、介護サービス受給者が約2.4倍に増大しており、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料基準額についても、県平均で、3,041円から6,258円と約2.1倍に増大している。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、本県の高齢者人口がピークに達する見込みとなっており、介護保険財政がますます厳しくなることが予想される。

#### （本県の取組）

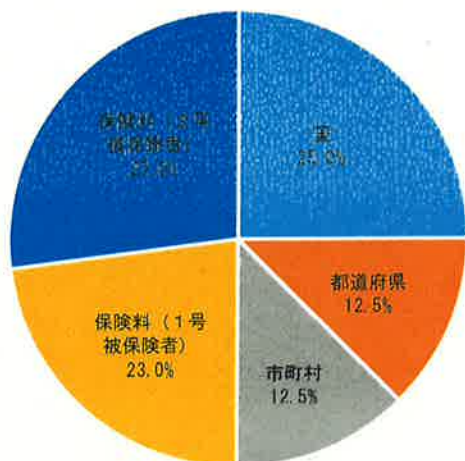
保険給付の費用負担割合は、保険料負担が、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分が27%、また、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県が12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%で負担することとなっており、本県の平成30年度の負担額は184億円と、平成12年度に比べ約2.6倍に増大している。

### ○長崎県の高齢化率等の推移と推計

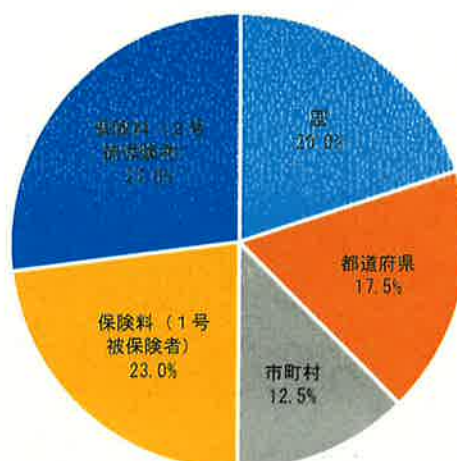


○現在の公費費用負担の状況

居宅給付費の場合



施設等給付費の場合



○本県の認定者数(65歳以上)の推移 (単位:人)

年度	H12	H30	指数 (H12=100)
認定者数	44,750	89,350	199.7

○本県の認定率の推移(第1号被保険者分)

年度	H12	H30	指数 (H12=100)
認定率	13.9%	20.8%	149.6

○本県の介護サービス受給者の推移(第1号被保険者) (単位:人)

年度	H12	H30	指数 (H12=100)
受給者数	31,033	73,589	237.1

○本県の介護保険費用額の推移 (単位:億円)

年度	H12	H30	指数 (H12=100)
介護総費用	629	1,413	224.6
保険給付額	569	1,284	225.7
県費負担額	71	184	259.2
市町負担額	71	161	226.8

○本県の基準保険料の推移(各保険者の加重平均)

年度	[1期] H12~14	[2期] H15~17	[3期] H18~20	[4期] H21~23	[5期] H24~26	[6期] H27~29	[7期] H30~R2	指数 (1期=100)
保険料	3,041	3,573	4,765	4,721	5,421	5,770	6,258	205.8
全国平均	2,911(-)	3,293(-)	4,090(5位)	4,106(4位)	4,972(7位)	5,514(17位)	5,869(12位)	201.6

※第1期、第2期における本県の基準保険料の全国順位は不明。

【提案・要望実現の効果】

全国平均に比べて高齢化のスピードが早い本県においては、介護サービス受給者の増大に伴い、介護保険にかかる費用が大きくなっているが、費用負担の抜本的な見直しにより、第1号被保険者である高齢者個人が負担する保険料や、県や市町の財政負担を軽減することで、介護保険財政の安定的な継続が期待できる。

## 55 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

### 【提案・要望】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

### 【本県の現状・課題等】

重度障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、本県のみならず全国の地方自治体で独自に実施されている制度であるが、財政力などに差があることから、助成内容や自己負担などサービス水準に格差が生じている状況である。

本来、平等に同じ条件で受けられるべき医療において、地域間格差が生じていることは望ましくなく、国における統一的な制度として実施されるべきである。

#### (本県の取組)

市町が行う重度障害者医療費助成制度に対し、県が1/2の補助を行っているが、対象者の拡大や現物給付導入など団体からのさらなる要望がある中、限られた財源の中で安定して持続可能な制度運営を行うため、県と市町による協議会を設置し、検討を行っている。

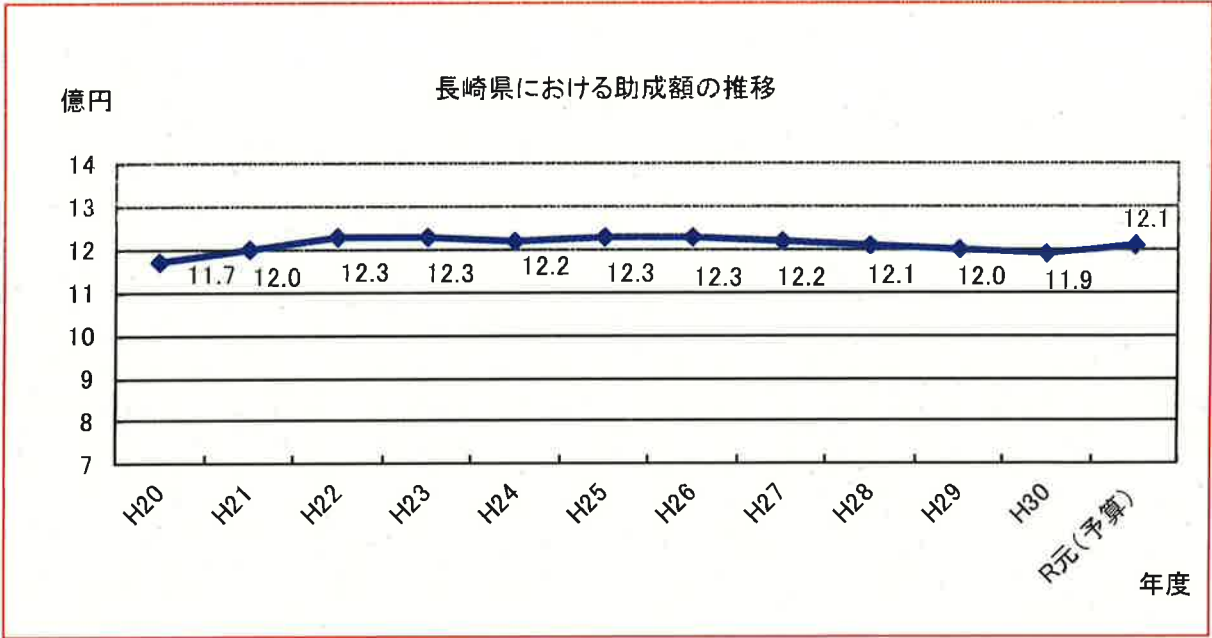
### 【全国の実施状況】

- ・対象者
    - 身体障害者 重度：47都道府県
    - 中度：21都道府県
    - 知的障害者 重度：47都道府県
    - 中度：8県
    - 精神障害者 重度：27道県
    - 中度：7都県
  - ・自己負担
    - 有：28都道府県
    - 無：19府県
  - ・支払方法
    - 現物給付：22都道府県
    - 償還払い：12県
    - 併用：13県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね1/2を道府県が補助  
(東京都は都が直接実施)

### 【長崎県の制度】

- ・対象者
  - 身体障害者 身体障害者手帳  
1～3級所持者
  - 知的障害者 療育手帳  
A1、A2、B1所持者
  - 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳  
1級所持者
- ・自己負担 同一医療機関ごとに  
1日 800円  
(月上限1,600円)
- ・支払方法 償還払い

※H31.3.31現在  
受給者 40,215人



**【提案・要望実現の効果】**

重度障害者がどこに住んでいても同じ条件で安心して必要な医療が受けられることで、社会参加や就労、生活の質の向上が図られ、国が掲げる「障害のある人も地域で安心して暮らせる社会の実現」に繋がる。

## 56 更なる少子化対策の充実について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

### 【提案・要望】

- 1 地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じた少子化対策を継続・強化して実施できるよう、複数年にわたる同一内容の取組を支援対象とし、その場合、2年目以降も初年度と同一の補助率で支援が受けられるよう運用の弾力化を図ること
- 2 子ども・子育て支援制度の円滑な実施を図るため、以下の事項に配慮すること
  - (1) 保育所・幼稚園・認定こども園における職員配置について、子どもの安全確保、職員の勤務環境改善の観点から基準以上に配置せざるを得ない現場の実態を踏まえ、職員配置基準の見直しを図ること
  - (2) 保育士修学資金貸付等事業について、貸付枠の拡大及び事業期間の延長が図られるよう、国庫補助額の増額を図ること
  - (3) 放課後児童健全育成事業補助金における補助率の見直しと、放課後児童クラブ利用の母子世帯等に対する助成を行うこと
- 3 社会生活を円滑に営む上で困難を有するニートやひきこもりなどの子ども・若者の育成支援に対して必要な財政措置を講じること
- 4 国において新たな子どもの医療費助成制度を創設すること。また、こどもの医療費助成に係る国庫負担金等の減額調整措置については対象年齢にかかわらず廃止すること
- 5 不妊に悩む方への特定治療支援事業における助成額の更なる引き上げや不妊治療への保険診療適用など一層の負担軽減策を講じること

### 【本県の現状・課題等】

#### <地域少子化対策重点推進交付金について>

少子化の克服に向けては、地域の実情に応じた長期的な対策が必要となるが、地域少子化対策重点推進交付金については、同一内容の取組に対する支援が1年に限定されているため、各市町においては、2年目以降の財源確保への不安から、本交付金を活用した新たな取組の実施を躊躇している現状がある。

厳しい財政状況の下、各市町の不安感を除去し、少子化対策の更なる促進を図るためには、一定期間、安定的に交付金を活用できるよう運用の弾力化を図る必要がある。

#### <保育所等の職員配置について>

保育士等の人件費については、国家公務員給与に準じて算定されているが、保育士等の配置基準が実際の配置数よりも少ない人数に設定されているため、保育士等一人当たりの支給額が低く抑えられており、保育士等の給与の改善が進まない一因となっている。

#### <保育士修学資金貸付等事業について>

当該事業については、平成27年度及び28年度の国の経済対策補正予算により、令和2年度までの5年間に必要な事業費のうち国費9/10の一括交付を受け実施しているが、質の高い保育士確保対策の充実を図るため、貸付枠の拡大と事業期間の延長が必要である。

#### <放課後児童クラブについて>

共働き世帯等のニーズにより放課後児童クラブ数が増えたことに伴い、地方の財政負担も年々増大する傾向にあり、財源確保が緊急の課題となっている。

また、本県においては、昭和57年から世帯収入の低い母子世帯等に対し、県単独で利用料の助成を行っており、保育所と同様、このような世帯に対する負担軽減のための補助が必要である。

#### <子ども・若者の育成支援について>

地方公共団体が設置する子ども・若者総合相談センターについては、平成26年度から国の支援が途切れており、困難を有する子ども・若者の支援に地域差が生じている。

本県では平成23年に子ども・若者総合相談センターを設置し、財源については、住民生活に光をそそぐ交付金（H23～24）及び特別交付税措置（H25）を活用してきたが、平成26年度に特別交付税措置が無くなり、現在一般財源で対応している。

#### <子どもの医療費助成制度について>

県では市町が行う子どもの医療費助成制度に対して、小学校就学前までの乳幼児の医療費（窓口負担）について補助を行っている。

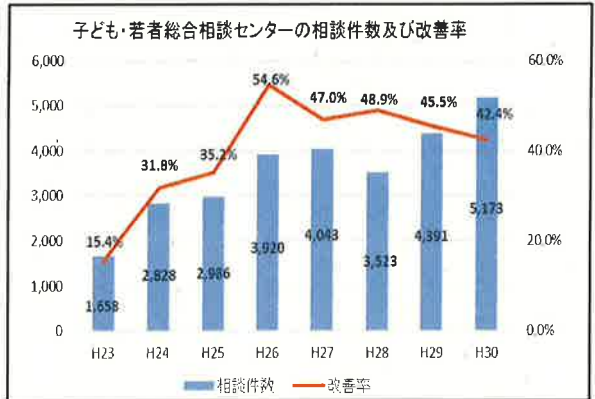
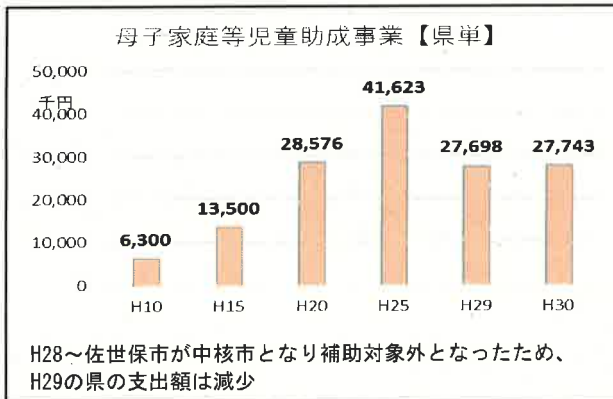
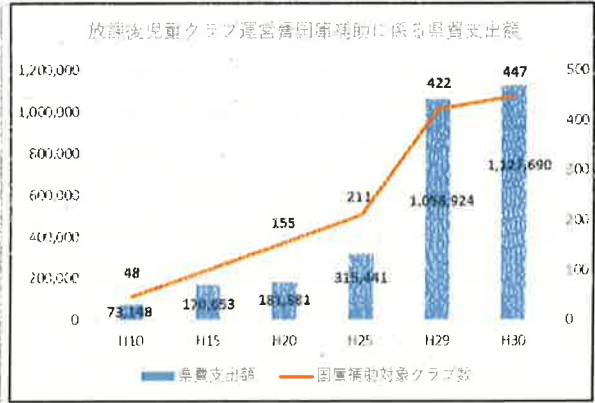
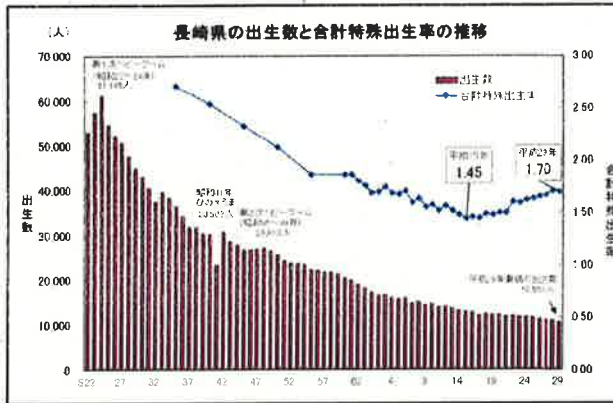
子どもの医療費への助成については、全国ほとんどの市町村で行われているが、自治体間での拡大競争が進み、財政力等によりその内容に格差が生じており、県内の市町においても同様の状況がある。

#### <現物給付導入による国庫支出金の減額措置の廃止について>

子どもの医療費助成事業を現物給付により実施した場合の国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置について、国は平成30年度より未就学児までの医療費助成については減額措置を行わないこととした。しかしながら、未就学児以外の減額措置については、引き続き行われることから、この措置は、国が推進する少子化対策等福祉施策への地方の努力と相反するものであり、現物給付を行う市町にとって大きな財政負担となっている。

#### <不妊に悩む方への特定治療支援事業について>

特定不妊治療の助成額は、令和元年度からは、男性治療の初回上限額が15万円から30万円に拡充されたが、治療回数については全国的に多くの方が複数回受けている状況がある。本県においても約7割の方が複数回の治療を受けており、1回の治療にかかる費用は高額なため、経済的負担が大きい。



#### 現行の福祉医療制度及び子どもの医療費等助成制度

○子どもの医療費等助成制度については、各自治体において実施  
 <全国の市町村の状況> (H29. 4. 1現在、1,741団体)

対象年齢

- ・通院 就学前 111団体 小学生まで 129団体 中学生まで 1,023団体 高校生以上 478団体
- ・入院 就学前 12団体 小学生まで 83団体 中学生まで 1,131団体 高校生以上 515団体

所得制限

- ・なし 1,463団体 ・あり 278団体

一部負担金

- ・なし 1,069団体 ・あり 672団体

<県内市町の状況> (H31. 4. 1現在、21団体)

対象年齢

- ・入院 中学生まで 18団体 高校生以上 3団体
- ・通院 中学生まで 18団体 高校生以上 3団体

所得制限

- ・なし 21団体

一部負担金

- ・なし 1団体 ・あり (1日800円、上限1,600円) 20団体 (うち2団体は3歳未満なし)

#### 特定不妊治療助成事業

助成内容 限度額 初回 30万円 2～6回 15万円 男性不妊治療 15万円 (初回30万円)

実施主体 県、中核市 補助率 国 1/2 県、中核市 1/2

※所得制限 (合計所得730万円)、年齢制限 (妻の年齢43歳未満) あり

H30助成状況 (中核市を除く) 実人員 362人 延べ 535件 90,058千円

※実人員362人中255人が複数回 (2回目以降) の治療 (助成) 受診者

## 【提案・要望実現の効果】

### (項目1)

少子化の克服には長期的な取組が必要であることから、結婚から子育ての各段階に応じた施策を網羅的・持続的に実施することで効果が得られ県民の希望出生率2.08の達成に近づくことができる。

### (項目2(1)、(2)、(3))

保育士等の配置基準を保育現場の実態に即したものと見直すことにより、保育士等の処遇改善や負担感の軽減が図られる。

併せて、保育士修学資金貸付等事業の貸付枠の拡大と事業期間の延長により、保育士等の安定的な確保につながる。

さらに、放課後児童クラブの質、量の充実により、保護者が安心して就労ができるとともに、国が推進している女性が働き続けられる社会づくりにつながる。

### (項目3)

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、次代の社会を担うことができるようになる。

### (項目4)

子どもの医療費助成制度が創設されることで、全国どこに住んでいても同じ条件で、安心して必要な医療が受けられることになる。

### (項目5)

治療を受ける夫婦の経済的負担が軽減され、治療が受けやすい環境となることにより治療者数の増加が期待され、ひいては少子化対策に寄与することになる。



## 57 再生可能エネルギーの導入促進について

【経済産業省、環境省】

### 【提案・要望】

- 1 再生可能エネルギーの導入を促進し地域経済の活性化を図るため、次の施策を講じること
  - (1) 再生可能エネルギーの系統接続量を拡大するため、送電網の整備、強化を図ること
  - (2) 再生可能エネルギーの出力制御の要因となる太陽光発電や風力発電等の不安定な発電出力をマネジメントし系統を安定化させるシステムや、余剰エネルギーを有効活用する仕組みの地域ごとの導入に対する支援制度の充実強化を図ること
  - (3) 再生可能エネルギーの導入促進にあたり、防災、環境・景観保全への配慮をするとともに、発電事業終了後の設備廃棄等について必要な措置を講じること
- 2 本土地区に比べ発電コストが高い独立電源の離島において、引き続き安心して電気を使えるよう、他の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する措置を確実に講じること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 本県は、再生可能エネルギーのポテンシャルを有するが、送電網の空き容量不足により新たな系統接続が制限されるなど導入が進みにくい状況となっている。
  - (1) 本土と系統接続している離島などにおいて、送電網の容量の関係で再生可能エネルギー導入に制約が生じている地域がある。また、独立電源の離島においては、島内の需要をもとに再生可能エネルギーの接続可能量が決まるため、導入が抑制されるとともに、出力制御が実施されている。
  - (2) 九州本土では、電力の需給バランスを保つため、平成30年10月13日に本土地域で初となる再生可能エネルギーの出力制御が実施された。以降も電力需要が少なくなる休日を中心に出力制御が実施されていたが、平成31年3月5日には、平日の出力制御も実施された。今後、電力需要が下がる春や秋に出力制御が常態化することが懸念され、再生可能エネルギーの導入意欲が後退する恐れがある。
  - (3) 再生可能エネルギーの促進と、防災、環境・景観保全との両立のためには、発電設備の設置及び事業終了後の原状回復が適切に行われる必要がある。
- 2 電力のユニバーサルサービスは離島供給約款で担保されているが、本土地区の競争により電気料金低廉化が進んだ場合、離島と本土の格差が生じることが懸念される。

#### (本県の取組)

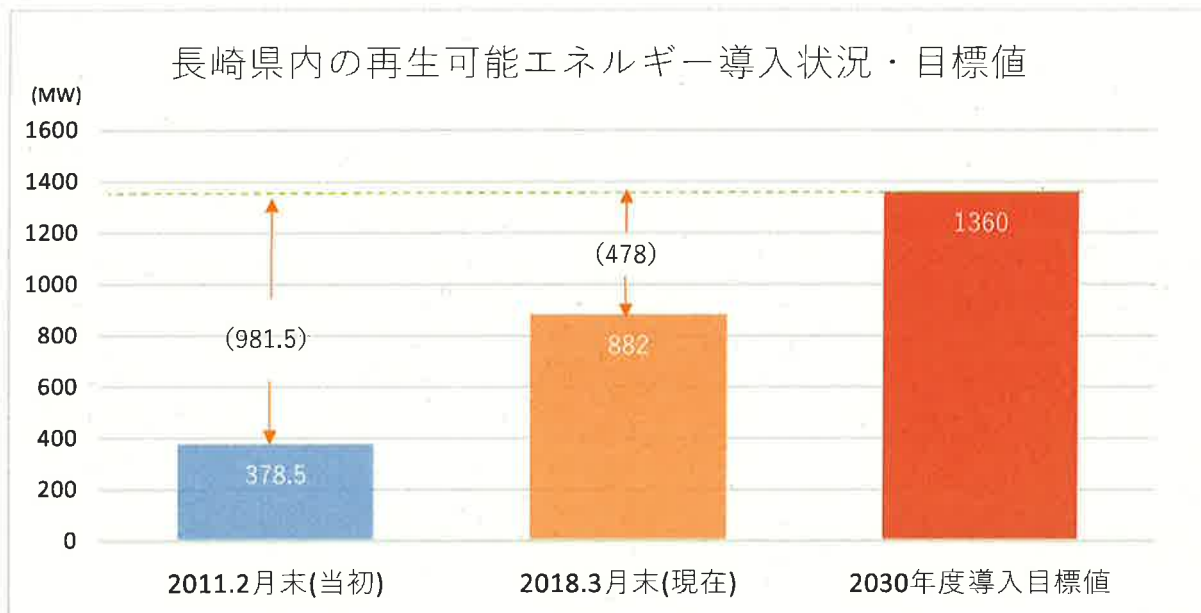
再生可能エネルギー導入促進のため、環境・エネルギー産業に参入する県内企業への支援や、県内でのプロジェクト創出に取り組んでいる。

県内の発電事業者等と連携した余剰電力の利活用や、地域ごとにエネルギーの地産地消や分散型エネルギーシステム構築の検討していくこととしている。

## 【長崎県内の再生可能エネルギー導入状況】

【2018年3月末時点】 単位：MW

合計	太陽光			風力 (陸上)	水力 (中小)	地熱	バイオ マス	海洋エネルギー			
	非住宅	メガ ソーラー	住宅					洋上 風力	潮流		
882	759	347	248	164	110	1	0.1	10	2	2	0



### 【提案・要望実現の効果】

- 再生可能エネルギーの導入促進により、地域においてエネルギーの生産やその活用が行われることで、エネルギーコストの低減など、地域経済に好影響をもたらすことが期待される。
- 独立電源の離島における電力のユニバーサルサービスが確保される。

## 58 雇用・人材対策について

【厚生労働省】

### 【提案・要望】

#### 【雇用対策について】

- 1 若年者や中高年者の求職者に対する就職促進施策の推進を図ること  
特に、新卒者の県内就職促進を図るため、長崎に設置されている新卒応援ハローワークを他の地域にも設置するとともに、就職後の定着支援のための体制の充実を図ること  
また、地域若者サポートステーション事業の充実を図ること
- 2 地方においては、地域経済を支える人材の確保が必要であることから、大都市圏から地方への人材還流を促すため、UIターン希望者に対する就職支援策を強化すること  
特に、東京都、大阪府のハローワークに設置している地方就職支援コーナーの、愛知県等への増設を図ること
- 3 女性の継続就業推進のため労働局に指導員を増員し仕事と家庭の両立支援を拡充するとともに、子育て等を理由に離職した女性の再就職支援を充実するためハローワークのマザーズコーナーを未設置地域にも増設すること
- 4 高齢者が安定して再就職支援を受けることができるよう、長崎、佐世保、諫早に設置されている生涯現役支援窓口を他の地域にも設置するとともに、高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充を図ること
- 5 障害者等の就職促進のため、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓員等を配置し障害者等の就職及び定着に対する支援体制の充実を図るとともに、障害者等を雇用する事業主への指導、支援を拡充すること
- 6 働き方改革関連法の施行に伴う中小企業の対応について適切な支援を行うこと

#### 【人材育成対策について】

- 1 国が設置し、地元移管された情報処理技能者養成施設「いさはやコンピュータ・カレッジ」の施設機能を維持し、IT人材養成の場の確保と訓練の充実を図るため、引き続きコンピューターリースについて、全額国による支援を行うこと

## 【本県の現状・課題等】

### (雇用対策)

若い世代を中心とした人口流出が本県の人口減少の大きな要因となっており、若者の県内定着及び大都市圏からの人材還流を推進する必要がある。

少子高齢化や社会減の影響等により人材不足が進行し、女性、若者、高齢者等多様な働き手の活躍が必要となっているが、高齢者の就業率は全国を下回っている。

また、障害者雇用率は全国平均より高いが、法定雇用率未達成企業が約4割存在する。平成30年度から法定雇用率が引き上げられ、達成率が低下している。

### (人材育成対策)

IT人材の人手不足が深刻化する中、情報処理技術者養成施設は県内に2箇所のみであり、地元諫早市からも継続的な支援の要望が出されている。

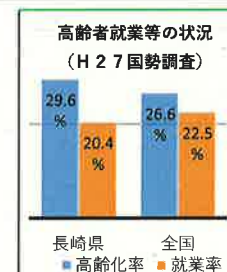
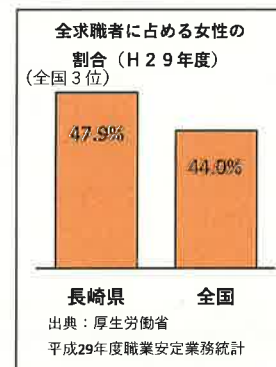
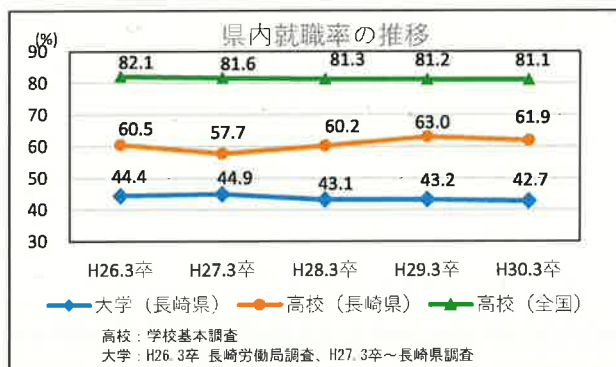
また、学生寮を完備し、離島・半島など訓練施設のない地域の若者に受講機会を提供する重要な役割を担っている。

### (本県の取組)

総合就業支援センター等において、若年、中高年、女性、高齢者等さまざまなニーズに合わせてカウンセリングや就職支援・定着支援セミナーを実施。

地域若者サポートステーションの業務を補完するため「臨床心理士相談業務」「若年無業者就業促進事業」を委託。

従業員が働きやすい職場づくりを実践する企業の認証、職場環境を改善する職員の養成研修等の「誰もが働きやすい輝く企業推進事業」を実施。



## 【提案・要望実現の効果】

### (雇用対策)

若者の県内就職、定着、地方への人材還流が図られ、本県の人口減少に歯止めがかかることが期待される。

若者、女性、高齢者、障害者等の多様な働き手の活躍により、地域や産業の活性化が期待できる。

### (人材育成対策)

いさはやコンピュータ・カレッジでの情報処理技術者の継続的な育成により、本県におけるIT人材の確保と若者の県内就職促進が図られる。

## 59 漁業者の所得向上と新規就業者の育成・確保について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

漁業者の所得向上と経営の安定並びに漁業就業者の確保・育成を進め、浜の活力再生を実現するため、離島漁業再生支援等交付金制度の延長・予算の確保及び新規漁業就業への支援制度と漁業共済制度の充実を図ること

- (1) 平成31年度で事業終期を迎える離島漁業再生支援交付金及び離島漁業新規就業者特別対策交付金制度の5年間延長並びに特定有人国境離島漁村支援交付金の予算を確保すること
- (2) 就業・定着促進のための漁業現場での長期研修支援に必要な事業予算を確保すること、並びに独立して新規に漁業経営を開始する者に対して、最長5年間の経営確立を支援する資金（150万円／年）を創設すること
- (3) 養殖共済について、クロマグロ1年魚を共済対象とするための調査及び制度設計を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

- (1) 水産業は離島の基幹産業であり、漁業集落は地域の維持・活性化に大きな役割を果たしているが、水揚の低迷や漁業就業者の減少等により、漁業生産力や漁業集落の活力の低下に直面している。また、漁業集落を支えていく新規就業者の経営安定のためには初期投資の負担軽減が必要であるが、離島漁業新規就業者特別対策交付金の事業期間終了に伴い最長3年間の支援が受けられない者は、経営的に重い負担となる。加えて、特定有人国境離島漁村支援交付金の実施希望者数は年々増加傾向にあるため、予算の増額が必要である。
- (2) 本県の漁業就業者は、平成25年段階で14,310人で、平成15年からの10年で約3割減少し、65歳以上の階層が34%を占めるなど、漁業就業者の減少と高齢化が進んでいる。また、毎年約160名前後が新規就業するが、就業直後は経験不足から収入が安定せず、就業3年後に約2割、5年後には約3割が離職している。
- (3) 本県が主要養殖産地のクロマグロでは、養殖技術の向上により生残率の向上・安定化が図られてきているものの、1年魚が共済の対象となっていないため、赤潮等による斃死が養殖経営にとって課題となっている。

#### (本県の取組)

国の交付金制度を活用し、離島の漁業集落における漁業再生活動、新規漁業就業者への漁船リースの取組、及び特定有人国境離島地域の漁業集落における雇用創出の取組を支援している。

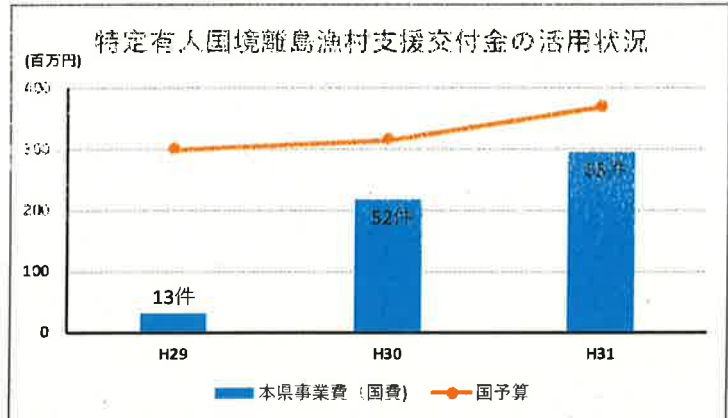
就業者確保対策では、新規就業に必要な技術習得研修に加え、就業後には漁海況の変化に対応するためのフォロー研修や漁業種類転換・多角化等を図るための研修を支援している。

共済加入では、県漁業共済組合と連携し、地区別説明会の開催や各漁協への個別訪問を行い、共済制度及び漁業収入安定対策事業の普及を図っている。

漁業再生活動（ヒトエグサ養殖の新規導入）



漁船リースによる新規着業



○新規漁業就業者の5年後までの定着状況

長崎県調査(人、%)

各年度新規就業者数	1年後		2年後		3年後		4年後		5年後	
	就業数	定着率	就業数	定着率	就業数	定着率	就業数	定着率	就業数	定着率
H22	146	100%	132	90%	132	90%	106	73%	102	70%
H23	152	100%	138	91%	135	89%	130	86%	124	82%
H24	152	100%	132	87%	125	82%	120	79%	116	76%
H25	170	100%	152	89%	148	87%	141	83%	132	78%
H26	136	100%	121	89%	113	83%	109	80%		
H27	163	100%	140	86%	131	80%				
H28	175	100%	158	90%						
H29	165	100%								
平均	157.4	100%	139	89%	131	85%	121	80%	119	76%

漁業所得(階層別、専業・兼業別)

(単位:%)

所得額(万円)	～100(専)	～100(兼)	100～300(専)	100～300(兼)	300～500(専)	300～500(兼)	500～(専)	500～(兼)
経営体割合	34.9	33.3	15.9	7.9	3.5	1.2	2.7	0.6

※県調べ

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

離島の漁業集落において実施されている漁業再生活動の継続が可能となり、離島漁業の維持・活性化が期待できる。また離島の新規漁業就業者の初期投資負担を軽減し、経営安定と漁業への定着が推進される。特定有人国境離島地域の漁業集落における雇用創出が図られる。

(項目2)

新規漁業就業者について、経営的に不安定な独立直後の生活の安定が図られ、漁業への定着が推進されるとともに、新規就業を目指す若者が増加することが期待される。

(項目3)

養殖生産のベースとなる養殖1年魚について、赤潮発生時等の補償が行われることにより、養殖経営の安定が期待できる。

## 60 持続可能な漁業の確立について

【農林水産省、国土交通省】

### 【提案・要望】

漁業が将来にわたり持続的に操業できるよう次の措置を講ずること

- (1) 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の確定を行なうこと。その実現までの間、日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること。また、我が国排他的経済水域における中国及び韓国漁船の操業条件を見直すとともに、引き続き取締の強化を図ること
- (2) 災害、海難事故発生等の緊急時の通信手段として有効な漁業無線海岸局の維持と円滑な運営のため、新たな支援制度を創設すること
- (3) FRP船の廃船処理（リサイクル）に係る処理費用の預託・積立制度の構築等法的な整備を行うこと
- (4) 設備投資等を対象とした漁業経営改善支援資金(日本政策金融公庫資金)について、償還期間の延長を図ること
- (5) クロマグロ資源管理について、我が国への増枠実現のための交渉を加速化するとともに、国の資源管理方針等の決定にあたっては、沿岸漁業者からの意見聴取及び検討経過の情報提供の充実を図ること

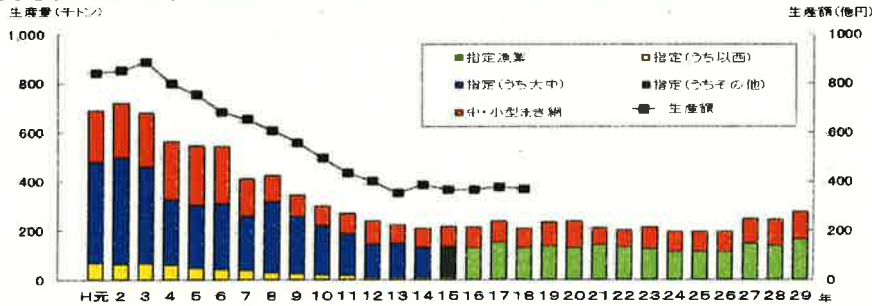
### 【本県の現状・課題等】

- (1) 我が国の大中型まき網漁業等の操業区域である東シナ海等には、日中・日韓暫定措置水域等が設けられているが、資源管理措置が確立されておらず、また、我が国排他的経済水域への中国等外国漁船の入漁や違反操業により、本県漁業者は自らの操業が制約され、厳しい漁業経営を強いられており、強い不満を有している。
- (2) 漁業無線海岸局については、漁船との間で一斉通報が可能であり、予期しない災害や海難事故など緊急時の通信手段として最も有効であるが、加入漁船隻数の減少により厳しい経営状況となっている。
- (3) 本県のFRP漁船の約9割が船齢20年以上と老朽化しており、今後、大量の廃船処理が想定される。廃船処理の多くは産業廃棄物として埋立処理されているが、産業廃棄物処理場の容量に限界があり、リサイクル処理の推進が必要である。廃船処理は処理費用が高額で手間も要するため、漁港等の放置FRP船も問題化している。
- (4) 漁船更新には多額の経費を要するため、低利で保証料の必要がない本資金に対する漁業者の期待は大きい。漁業近代化資金では漁船の実耐用年数を考慮し、平成27年4月から漁船の償還期間が15年から20年に延長された。このため、本資金についても、漁業近代化資金と同等の償還期間の延長が必要である。
- (5) クロマグロ資源については、管理措置の定着化により回復の兆しが見られ、国は平成30年9月のWCPFC北小委員会において漁獲上限の見直しを提案したが合意に至らなかった。また国の資源管理方針に基づく漁獲枠の配分については、関係漁業者の理解と協力が得られるよう、より多くの意見を聴取のうえ、その実態を考慮した見直しが必要である。

#### (本県の取組)

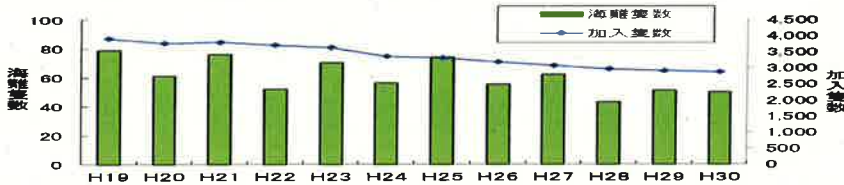
- ・中国及び韓国漁船の操業条件に係る本県漁業者の要望を国へ提出。
- ・漁業取締船により外国漁船の状況把握に努め、国の取締機関に通報。
- ・FRP船リサイクルの推進のため、地域単位で複数隻を一括して処理し、減容・搬送し、経費を圧縮する方法を用いた体制づくりに取り組んでいる。

長崎県における指定漁業及び中・小型まき網漁業の生産量・額の推移

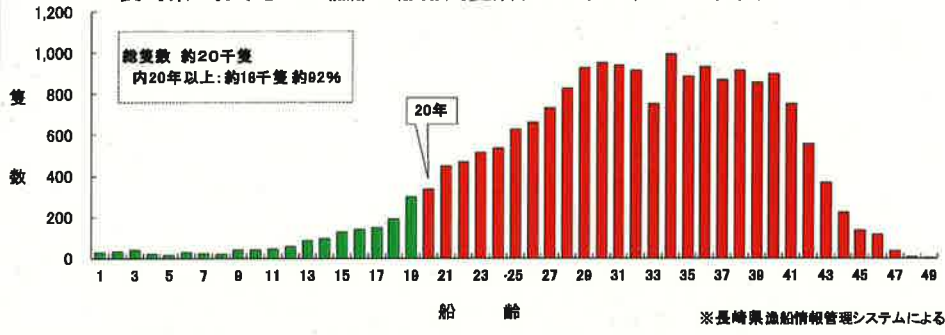


注)統計調査項目の変更等により、16年から以西底曳網漁業の区分がなされなくなった。平成19年より、漁業種別生産額は公表されなくなった。

長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



長崎県におけるFRP漁船の船齢別隻数(H30年12月31日現在)



定置網に大量に入網したクロマグロの放流状況

【提案・要望実現の効果】

(項目1) (項目2)

東シナ海等における境界線の確定や資源管理措置の確立、我が国排他的経済水域における外国漁船の操業条件の見直しや取締りの強化により、漁業資源の回復が期待され、本県漁業者の操業の安定が図られるとともに、漁業無線海岸局による緊急時連絡体制の維持により、操業時の安全が確保されることから、本県漁業の持続的な操業が可能となる。

(項目3)

FRP船リサイクルによる廃船処理が進み、漁業における循環型社会が推進される。

(項目4)

償還期間の延長により、漁業経営改善支援資金を活用した設備投資等が促進され、漁業経営の改善に資する。

(項目5)

クロマグロ漁獲枠拡大による漁業収入の安定と、関係漁業者の理解が進むことで着実な資源管理の推進が図られる。



# 61 異常な自然災害による被災漁業者への支援対策について

【農林水産省】

## 【提案・要望】

異常な自然災害により被害を受けた漁業者に対し、農業と同等の支援対策として、漁業活動を再開するために必要な個人の生産施設（定置網等）の復旧等を支援する新たな補助制度を創設すること

## 【本県の現状・課題等】

平成29年10月に発生した台風21号は、本県から大きく逸れた進路を辿ったが、広い暴風域を伴っていたため、長時間に亘り暴風雨に見舞われるとともに、接近の数日前から海上は時化となり、船が出せないために十分な備えができず、離島地区の個人経営等の定置網漁具を中心に甚大な被害が発生し、被害金額は522百万円に及んだ。

平成30年についても台風7号を原因とする「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」により五島を中心に、定置網では17統に234百万円の被害が発生したほか、平成30年2月28日から3月1日にかけては、急速に発達したいわゆる“爆弾低気圧”により定置網やワカメ養殖施設等に118百万円の被害が発生した。

こうした異常な自然災害に対しては、国の災害復旧事業が適用されるが、事業対象となる施設及びその所有者は限定されており、個人・漁民団が所有する施設等の多くは対象外となっている。

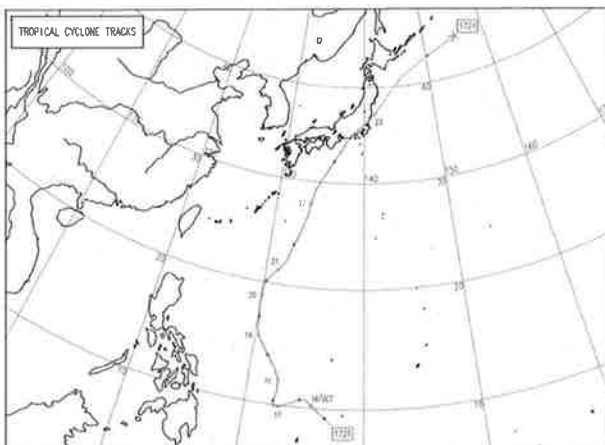
一方、農業においては、異常な自然災害が発生した場合、国は災害復旧事業に加えて経営体育成支援事業において運用面を緩和し、被災した農業者個人の生産施設・機械の復旧等の経費に対する支援が行われている。

今後も、地域の水産業に大きな影響を及ぼす自然災害の発生が想定されることから、被災した漁業者の生産活動の再開に必要な生産施設の取得又は修繕するために必要な資材の購入等の経費を支援する新たな補助制度の創設が必要である。

### （本県の取組）

被災した漁業者の経営再建に向けて、経営や金融の専門家を現地に派遣して個別相談会を実施するとともに、被災した漁業者の意向を踏まえて県制度資金の運用見直しを実施（貸付対象に中古網を追加、早期着手の適用）した。

図1. 平成29年台風21号の進路

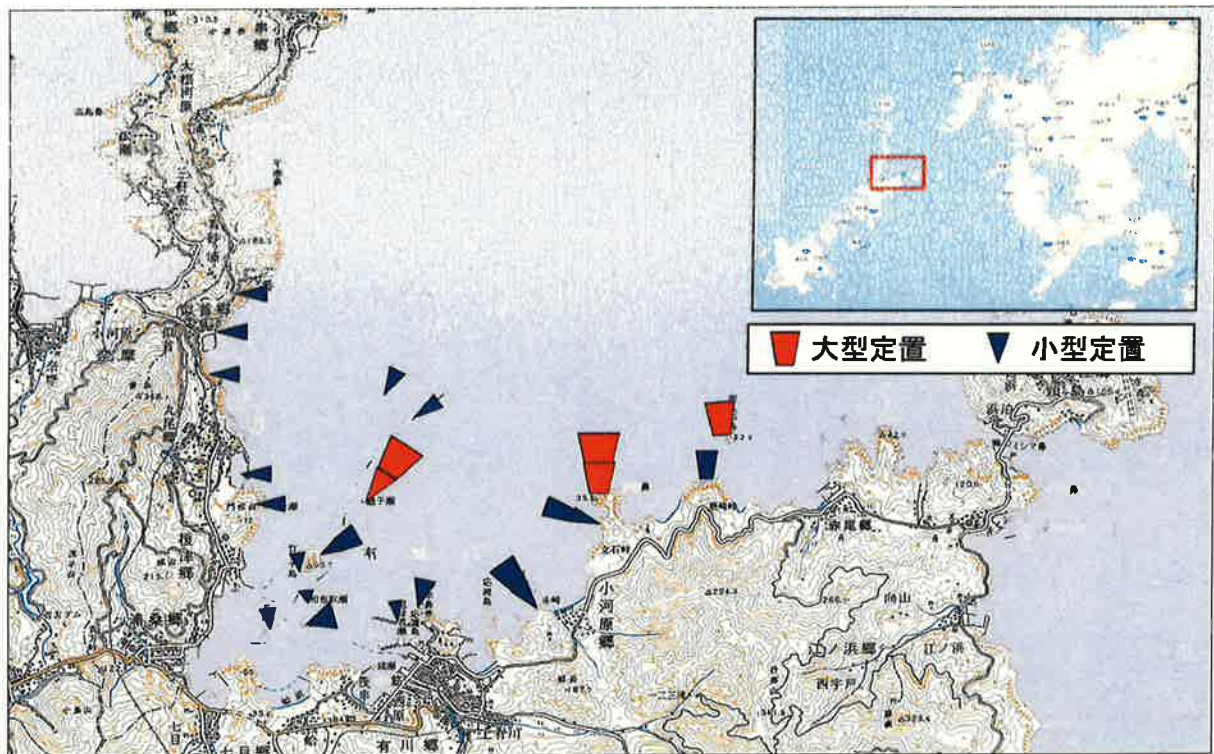


出典：気象庁

表1. 平成29年台風21号による水産関係被害  
(百万円)

区分	被害数	被害金額
定置網漁具	41統	468
養殖ワカメ	538尾	49
漁船・浮標灯	4隻・1基	1
漁港施設	7施設	4
計		522

図2. 新上五島町有川湾における定置網被災箇所



波浪の状況



破断した定置網漁具

(参考)

台風発生状況	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
発生数 (25.6)	31	23	27	26	27	29
接近数 (11.4)	14	12	14	11	8	16
うち九州北部 (3.2)	3	4	4	3	4	8
上陸数 (2.7)	2	4	4	6	4	5

※ ( )内は平年値：1981～2010年の30年の平均値 黄色は平年値より大きいもの

**【提案・要望実現の効果】**

異常な自然災害による被害を受けた漁業者への支援措置が講じられることにより、速やかな操業再開と経営再建に当たっての負担軽減が図られるとともに、早期の生産回復により地域経済への影響が軽減される。

## 62 石油石炭税の免税・還付措置の堅持について

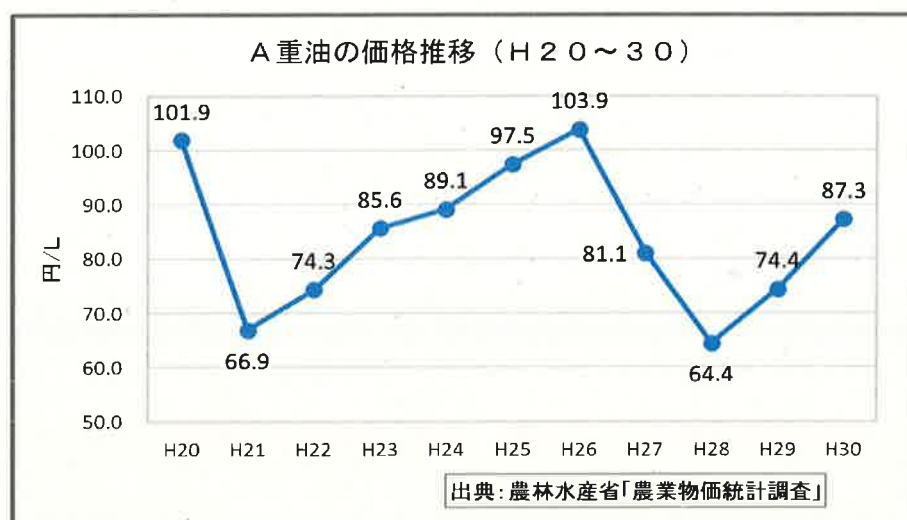
【農林水産省、経済産業省】

### 【提案・要望】

農林漁業者の経営の安定化を図るため、令和元年度末までが期限となっている農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置を引き続き堅持すること

### 【本県の現状・課題等】

- (1) 本県は、本県の地形や自然環境を生かし、野菜、果樹、花きなどの施設園芸が盛んであるが、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油にかかるコストは施設園芸農家の経営に影響を与えている。
- (2) 本県水産業で生産の大半を占める漁船漁業において、漁労支出に占める燃油費の割合は高く、燃油価格の変動は漁業経営へ大きな影響を与えている。
- (3) 燃油価格は国際情勢の変化等の影響を受けて変動が大きいため、農林漁業者にとって将来の経営への不安要因となっている。



加温機（左上）と燃油を使用する園芸ハウス



多くの燃油を必要とするイカ釣り漁船

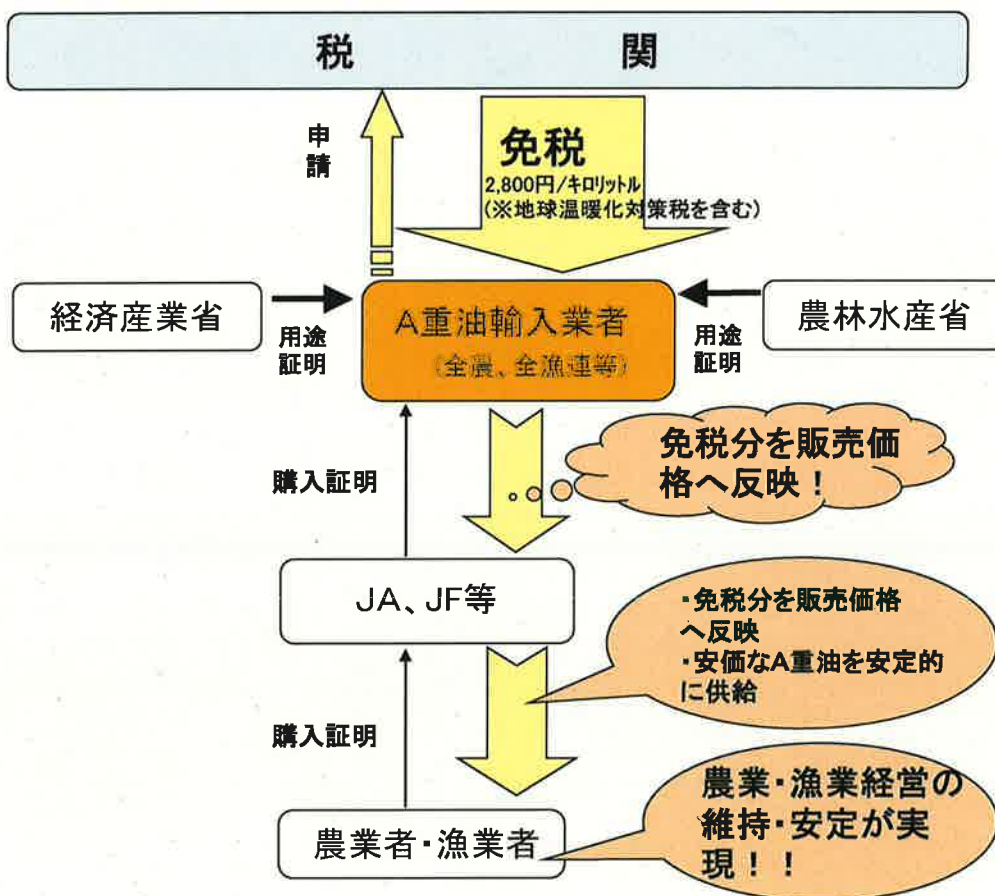
## 農業用・漁業用A重油の石油石炭税の免税及び還付 《石油石炭税》

### ○ 特例の内容

農業者・漁業者が農業・漁業に用いるA重油は石油石炭税(2,800円/キロリットル※)が免除されています。農業用・漁業用の輸入A重油は以下のとおり、石油石炭税が免除されます。  
 (※)A重油に課される石油石炭税は、平成28年4月から地球温暖化対策のための税760円/キロリットルを含め、2,800円/キロリットルとなっています。

#### 農業用・漁業用輸入A重油の場合

輸入業者(全農・全漁連など)が石油石炭税を免除され、農業者・漁業者への販売価格に反映されています。



#### 【提案・要望実現の効果】

離島・半島を多く抱える本県では、多様な自然条件の中、地域の特性を活かした農林水産業が営まれており、地域経済を支える産業として重要な位置を占めている。

令和元年度までの期限が設けられている石油石炭税の免税・還付措置の堅持によって、農業者及び漁業者の生産コスト負担を軽減し、経営の安定化が図られ、農林水産物の安定的な供給と農林水産業の発展に寄与することができる。

## 63 農業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【総務省、農林水産省】

### 【提案・要望】（その1）

農業の収益性向上に向けた生産対策として、以下の支援を行うこと

- 1 産地計画を基盤とした園芸産地の体質強化を図るため、スマート農業など革新的な技術の開発や導入促進を図るために必要な予算を確保すること
- 2 水田農業の経営安定と水田フル活用に向けた取組を推進すること
  - (1) 需要に応じた米の生産について、国として積極的に関与すること
  - (2) 麦・大豆や耕畜連携によるWCS用稲等の生産に対する戦略作物助成、地域振興作物の拡大を支援する産地交付金について、引き続き必要な予算を確保すること
  - (3) 水田に高収益作物の導入を進め、計画的な産地支援と新産地育成が図れるよう、園芸作物生産転換促進事業の予算を確保すること

### 【本県の現状・課題等】

本県の園芸部門の平成29年産出額は944億円で10年前と比較すると31%増加しているが、産地計画では、平成26年と比較すると栽培戸数は859戸の減少（約7%減）、栽培面積は188haの減少（約2%減）と産地規模が縮小している。

#### 1 先端技術の開発や社会実装によるスマート農業の展開

本県の園芸産地を維持・拡大していくためには、スマート農業の導入による収量向上や省力化等の新たな営農体系の確立が必要である。

#### 2 水田農業の経営安定と水田フル活用の推進

- (1) 需要に応じた米の生産を推進するためには、米の需給見通しや作付け状況等の情報提供、全国各地でのキャラバンの実施など、引き続き国による積極的な関与が必要である。
- (2), (3) 本県では、水田農業の所得向上を図るために、水稻や戦略作物ごとの団地化など「人・農地プラン」の推進と合わせた水田農業の再構築に取り組んでいるところであり、水田活用の直接支払交付金制度による継続的な支援とともに、高収益な園芸作物等への転換を進めるための予算確保が必要である。

## <イノベーション技術の導入等による水田農業の目指すべき姿>



小さな圃場が散在し、担い手への集積が進まない。

作業の集約や機械化が進まず、収益性が低い。

産地交付金や戦略作物助成等の予算確保と水田汎用化への支援拡充

単収の向上と省力化による規模拡大  
戦略作物、高収益作物による単収増加

### 農業の収益性向上

ドローンによる防除技術の確立



### 人・農地プラン

#### 【目指すべき姿】



露地野菜での  
フィールドサーバーによる  
気象データ収集と活用



圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。

気象データ収集機器や環境制御技術を導入し、雇用型経営体や集落営農法人等を育成



施設園芸での炭酸ガス  
発生装置による環境制御

#### 【提案・要望実現の効果】

(先端技術の開発や社会実装によるスマート農業の展開)

環境制御技術やロボット、IoT等のイノベーション技術の導入による単収の向上や省力化により経営規模が拡大し、農業の収益性向上につながる。

(水田農業の経営安定と水田フル活用の推進)

需要に応じた米の生産や戦略作物の面積拡大、野菜等の高収益作物の導入促進により、農業所得向上による経営安定が図られる。

### 【提案・要望】（その2）

農業の収益性向上に向けた生産対策として、以下の支援を行うこと

- 3 米・麦・大豆種子の安定供給に向けて、県では従来どおり種子を安定供給できる体制を維持しているため、引き続き地方交付税措置を堅持すること
- 4 本県の農業競争力強化を図るためには、施設建設費や生産資材のコスト縮減に向けた技術開発や輸送コスト縮減対策が必要であり、そのために必要な施策を強化すること
- 5 果樹・茶産地の体質強化を図るため、優良品種への改植や樹園地の園内道整備などに対する予算を確保すること
- 6 海外からのアフリカ豚コレラ、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入防止を徹底するため、引き続き侵入経路の分析と発生要因等の究明を行うとともに、指定港等における携帯品で持ち込まれる畜産物に対する水際防疫のさらなる強化を図ること  
また、国内で発生している豚コレラのまん延防止対策を講じること

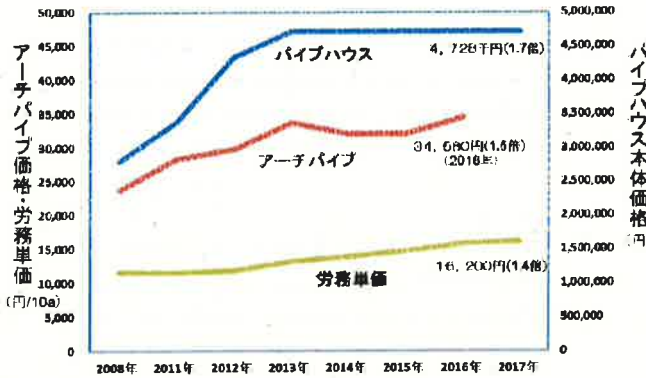
### 【本県の現状・課題等】

- 3 米・麦・大豆種子安定供給に向けて  
主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農作物の安定生産に支障を来たすことが無いよう、本県では「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を策定し、従来どおり種子を安定供給できる体制を維持している。
- 4 コスト縮減  
施設建設費の高止まりや流通経費が増加していることから、県、農業団体でコスト縮減対策会議を設置し、生産技術、施設・生産資材、流通に関する縮減方策を検討し、現地に普及を図っているが、施設建設費や生産資材などのコスト縮減技術の開発や輸送コストの縮減に向けた国の取組強化が必要である。
- 5 果樹・茶産地体質強化  
果樹・茶の産地規模が縮小傾向であり、優良品種への改植、樹園地の園内道整備による機械化、担い手への園地集積などにより、産地の維持拡大と農家所得の向上を図る必要がある。
- 6 家畜伝染病の侵入及びまん延防止  
海外からの指定検疫物の輸入が可能な港や空港として、県内では長崎空港、長崎港、佐世保港、厳原港及び比田勝港の5か所が指定されている。  
近年、国際クルーズ客船や国際航空便が増加しており、指定港でない港や空港への寄航もあることから、これらの旅客に対する靴底消毒の徹底や畜産物の持ち込み禁止の注意喚起の強化が必要である。

### ●長崎県におけるコスト縮減（所得最大化）に向けた検討事項

部 門	項 目
生産技術	・収量、品質向上（環境制御技術等）
	・省エネルギー対策技術（EOD技術等）
	・労力軽減対策（省力化機械導入、ICT活用、放牧等）
	・施肥、防除費の低減（側条施肥、黄色灯利用等）
施設・生産資材	・ハウス、牛舎の設置コストの低減（品目別の内部装備・規格検討）
流通面	・輸送方法の検討（モーダルシフト等）
	・集出荷体制の検討等

●農業用温室に関する価格推移



●農業経営のうち施設費の割合

	農業経営費 (千円)	施設費の割合
施設野菜作	877	12%
施設花き作	621	9%
露地野菜作	189	5%
果樹作	207	6%
稲作	102	6%

- 農業用温室の価格は、資材、人件費の上昇を背景に近年大幅に値上がりした。  
(パイプハウス本体価格は9年前の約1.7倍)
- 施設園芸では、農業経営費のうち施設費が約1割を占める。

出展：施設園芸をめぐる情勢 (平成30年6月 農林水産省)



改植と園内道整備



小さな圃場を集約、ゾーニングし、担い手が利用しやすい圃場条件を整備。

優良品種への改植や園内道整備による機械化が進み、収益性の向上が図られる

<中山間地域の目指すべき姿>



傾斜地の狭い圃場が散在し、機械化も困難なため担い手への集積が進まない。

高齢化による農地荒廃の加速化

人・農地プラン

【提案・要望実現の効果】

(米・麦・大豆種子安定供給に向けて)

生産者には高品質で安価な種子を供給し、種子更新率を高め、高品質多収生産を図ることが可能となり、農業所得の向上につながる。

(コスト縮減)

施設建設費や生産資材、輸送などのコスト縮減に向けた技術を開発し、現地へ普及することで、農業者の所得向上及び産地の維持、拡大につながる。

(果樹・茶産地体質強化)

果樹・茶の優良品種への改植、圃場条件整備による担い手への園地集積などにより、農家所得の向上及び産地の維持・発展が図られる。

(家畜の伝染性疾病の侵入防止)

本県農業の中心を担う畜産業の持続的な経営安定につながる。